

バーベキュー設備使用規程

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

第 1 条 この規程は、本学学生および教職員が利用するレクリエーション設備であるバーベキュー設備（以下、「本設備」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 本設備は本学教職員および学生相互の親睦を図るための施設として利用することを目的とする。

第 3 条 本設備の管理責任者は管財課長とする。管財課長は本設備が規程に従い、適正に利用されるように必要な指導および指示を行う。

第 4 条 学生および教職員が本設備を利用する場合は、管財課が作成した所定の申込書に必要事項を記載のうえ、利用する 1 週間前までに管財課へ提出し、使用料を支払うこと。学生はまず学生支援課窓口へ申し出ること。

第 5 条 本設備の使用時間は午前 9 時から午後 8 時とする。

第 6 条 学生が申込みをする場合は、代表者を定めるとともに、責任者として必ず本学の教職員を置くこと。責任者である教職員は学生が設備を使用している間は必ず学内に待機すること。

第 7 条 責任者は本設備を利用する前に、必ず長崎北消防署へ本設備を使用する旨を連絡しなければならない。

第 8 条 利用者は、炉の外で火気を使用してはならない。事前に消火設備およびその使用方法を確認、熟知しておくこと。利用後、灰を所定の場所に集め、消火を確認すること。

第 9 条 燃料は指定された炭および着火剤のみを使用すること。

第 10 条 本設備を利用するうえで必要な食材や食器等は各自で準備し、利用後は確実に処分、ないしは持ち帰ること。また、ゴミは分別をしてゴミステーションへ持っていくこと。

第 11 条 調理の際は、衛生管理に十分に留意すること。徹底した手洗い・消毒、新鮮な食材の入手・管理を行い、食中毒を起こさないこと。

第 12 条 本設備で調理した食べ物は、その場で食べ、他の場所へ持っていかないこと。

第 13 条 利用者は、本設備利用後に設備全体および周辺の清掃を行い、原状復帰をすること。使用終了後、必ず管財課の点検を受け、指導を受けた場合は直ちにやり直しを行うこと。指示に従わなかった場合は、その後の使用を禁止する。

第 14 条 本設備に故意に損傷を与えた場合は、弁償すること。

第 15 条 この規程の改廃は、学生支援委員会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。